

第 27 号（第28条関係）（平27内府令 6 ・全改、令元内府令12 ・令 2 内府令85 ・一部改正）

第	号
技能講習修了証明書	
住所	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 5 第 1 項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。	
受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講銃種	
交付 年 月 日	
公安委員会 印	
注意事項	
本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して 3 年を経過していないことが必要である。	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。